

総社市告示第97号

総社市復興対策本部設置要綱を次のように定める。

平成30年8月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市復興対策本部設置要綱

(設置)

第1条 総社市災害対策本部条例(平成17年総社市条例第15号)の規定による総社市災害対策本部を廃止した後に、引き続き復興を要する場合において、復興対策を講ずるため、総社市復興対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 復興の推進に係る企画調整に関すること。
- (2) 復興の施策の推進に関すること。
- (3) その他復興に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長、副本部長は副市長、教育長及び政策監をもって充てる。

3 本部員は、市職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

4 前項に定めるもののほか、特に必要があると認める場合には、本部長が指名する者をもって本部員に充てることができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、副本部長が進行する。

(班及び班員)

第6条 本部長は、必要に応じ、本部に班及び班員を置くことができる。

2 班員は、市職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、特に必要があると認める場合には、本部長が指名する者をもって班員に充てることができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年9月1日から施行する。